

平成 23 年 5 月 31 日
特別目的会社専門委員会資料

平成 23 年 5 月 31 日

特別目的会社専門委員会の今後の進め方（連結範囲）について

1. これまでの検討経緯等

- 連結の範囲については、2009 年 2 月に論点整理を公表し、以下の論点についてコメントを求めた。
 - （論点 1）支配の定義と支配力基準の適用について
 - （論点 2）連結対象となる企業について
 - （論点 3）特別目的会社の取扱いについて
 - （論点 4）特別目的会社に関する開示について
 - （論点 5）支配が一時的な子会社について
- ASBJ は、この論点整理に寄せられたコメントを踏まえ、第 52 回特別目的会社専門委員会(2009 年 7 月 17 日開催)において、上記の論点 1 及び 3 の進め方について検討し、第 185 回企業会計基準委員会(2009 年 9 月 17 日開催)において、今後の進め方を提示している(参考資料 2 参照)。
- 2009 年 9 月に公表した ASBJ のプロジェクト計画表では、IASB が 2009 年第 4 四半期に最終基準化する予定であったことを踏まえ、2010 年第 1 四半期に公開草案を公表することを計画していた。そして、当専門委員会では、2009 年 7 月から 11 月にかけて、特別目的会社(SPE)の連結に係る「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」(以下「SPE の取扱い」)を仮に削除した場合の具体的な対応について、検討を進めてきた。
- その後 IASB の連結プロジェクトに関する作業計画が当初の予定よりも大幅に延期される見通しとなったことを契機に、いわゆる不動産の開発型の SPC など、一部の SPE の取扱いの改善を優先することとされ、短期的対応として、2010 年 3 月に公開草案を公表した。そして、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、さらに検討を行い、2011 年 3 月に「連結財務諸表に関する会計基準」等の改正を公表した。

この検討過程では、SPE に対する支配力基準の具体的な適用が必ずしも明確でないといった意見や、代理人の取扱いについても同時に見直すべきといった意見があったが、それらの検討は、IASB で開発中の連結財務諸表に関する会計基準とのコンバージェンスの中で行うことが適当とし、その改正の中では取り扱わないこととされた。

- 2011年5月12日、IASBから、IFRS10「連結財務諸表」、IFRS11「共同支配の取決め」、IFRS12「他の企業への関与の開示」が公表された。IFRS10は、あらゆる種類の企業について、連結の基礎として、支配に基づく単一の連結モデルを定めている。適用時期は、2013年1月1日以降開始事業年度からとされている。

2. 今後の進め方

- IASBからのIFRS10、IFRS11、IFRS12の公表に伴い、連結の範囲に関するIFRSの内容が明確となったことから、IFRS10等に基づく具体的な取扱いについて、我が国の現行基準に基づく取扱いとの比較分析も行いながら、個別論点ごとに検討を進め、ある程度の検討が進んだ段階で、連結の範囲に関する会計基準をどのように見直していくべきか、判断することとしたい。

(専門委員会、委員会における当面の検討スケジュール(案))

専門委員会日程	主な審議事項
第66回 (今回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IASB 公表基準の概要 ・ 今後の進め方
第67回 (6/27(月))	<ul style="list-style-type: none"> ・ IASB 公表基準の概要 ・ IFRS10の支配モデルと具体的な適用 ・ 目的及びデザインの考え方
第68回 (7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回までのフォローアップ ・ 代理人の取扱い ・ 連結対象となる企業
第69回 (7月又は8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回までのフォローアップ ・ SPEの取扱いを削除した場合のその他の論点 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融商品の流動化(消滅の認識の検討) ➢ 不動産の流動化(指針15号、収益認識) ・ 見直しの対象範囲の検討

(注)「認識の中止」の関係のスケジュールについては、検討中。

以上

参考資料 1 特別目的会社の取扱いの検討に関するこれまでの状況

時期	特別目的会社の取扱いに関して公表された会計基準等
H 9 年 6 月 H10 年 10 月	<p>企業会計審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表制度の見直しに関する意見書 連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い
H12 年 1 月 H12 年 7 月 H13 年 5 月	<p>日本公認会計士協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q & A 特別目的会社を利用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針、Q & A
H17 年 9 月	<p>日本公認会計士協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言 特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q&A
H18 年 2 月	<p>企業会計基準委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ協議会からの提言によるテーマアップ
H18 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> 実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」公表 実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」公表
H19 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針」公表
H19 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> 実務対応報告第 20 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」公表
H20 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」公表（VC 対応）
H21 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理 公表
H21 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> IASB の公開草案「連結財務諸表」(ED10)に対するコメントを提出
H21 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> IASB の公開草案「認識の中止」に対するコメントを提出
H23 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」等の改正（短期改善）
H23 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> IASB の最終基準 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」ほか公表

参考資料3 第185回企業会計基準委員会資料

連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する今後の進め方

1. 概要

- 連結財務諸表における特別目的会社などの取扱いについては、本年2月に論点整理を公表し、その後コメントの分析を行っている。
- IASBでは連結範囲に関する会計基準の改正について、昨年12月に公開草案を公表し、本年第4四半期にファイナル化する計画とされている。
- 本委員会が9月2日に更新したプロジェクト計画表では、上記を踏まえ、来年第1四半期に連結範囲に関する公開草案を公表することとしている。
- なお、認識の中止については、連結範囲と同時に検討を進め、連結範囲の公開草案と同時期に論点整理を公表することで、プロジェクト計画表の更新が行われている。ここでは、金融商品のみならず、不動産の認識の中止についても、同時に検討を進める予定である。
- 本資料では、連結範囲の公開草案を公表するにあたって、今後の進め方について審議をお願いするものである。

ディスカッション・ポイント

<連結範囲について>

- 論点整理では、現行のパワーを基礎とする支配の定義にリターンを要素を加え、IASBの公開草案と同じ定義としている。

そのうえで、国際的な会計基準の動向を踏まえ、次の方向で検討してはどうか。

事業を営む典型的な企業（議決権を中心としたパワー及びリターンがある場合）については、我が国では議決権比率50%以下の場合の連結について「緊密な者」、「同意している者」等の考え方による運用がすでに広くなされていること、今回の検討の主目的が特別目的会社への対応であることを踏まえ、現行基準の適用の仕方を、原則的に踏襲することとしてはどうか。

ただし、転換権などのオプションの取扱いについては、IASBの今後確定される取扱いとコンバージェンスする方向で検討してはどうか。

連結範囲に関する「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」（以下、「SPEの取扱い」）については、国際的な動向に鑑み、削除することを前提として、その場合の取扱いの検討を進めることとしてはどうか。

この場合、我が国では、議決権を中心としたパワーの要素が明らかではない場合（いわゆるSPE）でも、「緊密な者」や「同意している者」の考え方をを用いる実質支配力基準が採用されているが、今後もこの取扱いを踏まえるかどうかも含めて検討することとしてはどうか（SPEに関する具体的な適用は、今後の委員会で提示する。）

1. 連結範囲について

論点整理【論点1】支配の定義と支配力基準の適用について

< 論点整理 今後の方向性 支配の定義 >

(略)

22. ~「支配」とは、IASB 公開草案の考えにならって、ある企業が自らのためにリターンを生み出すように、他の企業の活動を左右するパワーを有していることをいうものとする。

< 論点整理 今後の方向性 - 支配力基準の適用 >

(略)

23. もっとも、他の企業に対する支配が、パワーの要素とリターンの要素の両方を含む定義に変更された場合においても、既に我が国では緊密な者や同意している者の考え方をを用いることにより、議決権の所有割合が100分の50以下であっても事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されている。このため、事業を営む典型的な企業と特別目的会社を区別することなく、その支配力基準の考え方(第13項参照)を引き続き適用することが適当と考えられる。

この結果、事業を営む典型的な企業については、他の企業に対する議決権のある株式の保有を中心とした関与が、パワーの要素とリターンの要素による支配と考えられるため、現行の支配力基準の適用の仕方を変える必要はないものと考えられる。一方、特別目的会社については、他の企業に対する議決権のある株式等の保有を基礎とした現行の支配力基準の下、議決権のある株式等の直接的な保有が少ないことやリターンの要素を考慮することなどにより、その考え方を具体的に適用することなどが考えられる。

< 論点整理に対する主なコメント >

- 支配の定義にリターンの要素を加味していくことは賛成である。
- IASB の ED10 に対する検討の状況を踏まえ、整合性を図っていく必要がある。
- リターンの要素の内容を明らかにすべきである。
- 支配の定義が変更された場合でも、現在の一般事業会社における連結ルールに影響を与えるべきではない。
- 現行日本の支配力基準では形式的な解釈がなされ子会社に該当するような場合があり、現行の支配力基準をそのまま適用することが適当であるとする根拠につき追加説明が必要である。

論点整理【論点3】特別目的会社の取扱いについて

< 論点整理 今後の方向性 >

（特別目的会社の取扱いを削除するかどうか）

（略）

60. これらを踏まえれば、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い（子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三）（第3項参照）を削除することが考えられるが、引き続き検討することとする。

ただし、仮に当該取扱いを削除する場合であっても、IASB 公開草案では組成された企業、改訂 FIN 第46号公開草案ではVIEという形で、事業を営む典型的な企業とは区別して支配力基準の適用を考えているが、既に我が国においては、議決権の所有割合が100分の50以下であっても事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されている（第13項参照）ため、特別目的会社及び類似の企業に対しても、その支配力基準の考え方を引き続き適用することが適当と考えられる（第23項参照）

この際、資産の流動化に関する会計基準等を見直すかどうかの検討（追加検討 とした第61項から第65項参照）のほか、緊密な者や同意している者の考え方をを用いた支配力基準が相当程度の幅をもって適用されることなどにより、出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当するようなことがないように考慮する必要がある（追加検討 とした第66項及び第67項参照）。さらに、特別目的会社が関連会社に該当するかどうかについて追加的に留意する点がないかについても検討する（追加検討 とした第68項及び第69項参照）。[参考（取引例）]

< 論点整理に対する主なコメント >

【「SPEの取扱い」について削除すべきとの意見】

- 特則が基本的に対象とするSPC法は、当時の経済情勢に応じて立法されたものであり、見直されるべきものである。
- コンバージェンスの観点から推定規定を廃止することに賛成である。
- 現在の特則を削除する今後の方向性に同意するが、今後新たに開発する「支配」の定義の中で、「パワーの要素」と「リターンの要素」の内容をより明確にすることにより、SPEに対しても特別な検討を経ずに「支配」の判定が行える会計基準を開発すべきである。

【「SPEの取扱い」についての削除については慎重にすべきとの意見】

- 特定目的会社（TMK）は、資産流動化計画に基づき運営されており、事業目的が限定されており、保有資産を売却した資金により追加で資産を取得することも法令で禁じられている等、活動内容が受動的であり、倒産隔離が確保されている。また、匿名組合（TK）と合同会社（GK）を組み合わせたスキームの中にはTMKと同様の運用が行なわれている

ものも多い。従って、これらの一定の要件を満たす SPE について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いを削除するのではなく、たとえば一定の要件を見直すなど、修正、追記を行なうべきである。

- SPE の取扱いについては、金融機関等の機関投資家にも大きな影響を与えることとなるため、投資意欲を減退させることのないよう慎重な検討が必要である。
- いわゆる旧 SPC 法は、不動産の流動化を促進し金融機能を回復させることを目的として創設され「SPE の取扱い」もその一環として定められた。現在の市況は当時と同じく深刻なものであり、「SPE の取扱い」が削除されることとなれば、不動産流動化が阻害されるばかりか、SPE のリファイナンスにも支障を来たしかねず、経済に与える影響は極めて大きい。
- 「SPE の取扱い」は削除せずに、現行基準の設定趣旨どおりにルールを明確化・厳格化して運用していくべきと考える。

< 今後の進め方案 > - ディスカッション・ポイント参照

国際的な会計基準の動向を踏まえ、次の方向で検討してはどうか。

事業を営む典型的な企業（議決権を中心としたパワー及びリターンがある場合）については、我が国では議決権比率 50% 以下の場合の連結について「緊密な者」、「同意している者」等の考え方による運用がすでに広くなされていること、今回の検討の主目的が特別目的会社への対応であることを踏まえ、現行基準の適用の仕方を、原則的に踏襲することとしてはどうか。

ただし、転換権などのオプションの取扱いについては、IASB の今後確定される取扱いとコンバージェンスする方向で検討してはどうか。

（IASB 公開草案にある「議決権が過半に満たない場合の取扱い」については、現状の「緊密な者」、「同意している者」による方法により対応することとしてはどうか。）

連結範囲に関する「SPE の取扱い」については、削除することを前提として、その場合の取扱いの検討を進めることとしてはどうか。

この場合、我が国では、国際的な動向に鑑み、議決権を中心としたパワーの要素が明らかではない場合（いわゆる SPE）においても、「緊密な者」や「同意している者」の考え方をいれる実質支配力基準が採用されているが、今後もこの取扱いを踏まえるかどうかも含めて検討することとしてはどうか（SPE に関する具体的な適用は今後の委員会で具体的に提示する。）。

2. 認識の中止について

論点整理[追加検討] 流動化に関する会計基準等について

< 論点整理 今後の方向性 >

(略)

64. 仮に、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い(子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三)を削除した場合、金融商品会計基準及び不動産流動化実務指針も見直すことが考えられるが、消滅の認識については国際的な会計基準でも今後検討が見込まれる項目であり、資産の消滅の認識要件と連結の範囲の取扱いは別のものでも考えられる。このため、特別目的会社の定義は、その特徴を考慮して見直すとしても、その概念は残しつつ、個別財務諸表における売却処理は、当面の間、既存の会計基準等に従って行うことが考えられる。また、個別財務諸表において売却処理がなされない場合でも、特別目的会社が連結の範囲に含まれるかどうか考慮することに留意する必要があると考えられる。

< 論点整理に対する主なコメント >

【金融商品の消滅の認識】

- 連結の議論と金融資産の消滅の議論は同時になされるべきである(米国のように金融資産の消滅の後に連結を行うか、IFRSのように連結を先に行いその後連結ベースで金融資産の消滅を確認するかも含む。)
- 資産の消滅の認識要件と連結の範囲の取扱いは別のものであるという考え方に同意する。

【不動産の消滅の認識(不動産流動化実務指針)】

- 日本のみがこのような複雑な基準を依然として有効としていることは日本企業の財務諸表の透明性にとってマイナスであるため、国際的な会計基準の動きを見極めた上で、早急にとそれと整合的なものとすべきである。
- 不動産の流動化を促進するという観点から、いわゆる5%ルールである会計制度委員会報告15号(不動産流動化実務指針)について堅持して頂きたい。また、SPEの連結の取扱いとこの不動産流動化実務指針との間で子会社と売却処理の関係について不整合が生じないように検討して頂きたい。

< 今後の進め方 >

資産の消滅の認識要件と連結の範囲の取扱いは、別のものでも考えられるが、寄せられたコメント及び国際的な動向を踏まえ、論点整理の方向性を修正して、以下のとおり、認識の中止について取り上げることとしている(本委員会が9月2日に公表したプロジェクト計画表に記載済み)

- 「SPE の取扱い」を削除した場合を前提として、「金融商品会計基準」及び「不動産流動化実務指針」の検討を行う。
 - ✓ 金融商品会計基準：国際的な動向（IASB の ED、SFAS 第 166 号）を踏まえた検討
 - ✓ 不動産流動化実務指針：現在の実務指針の短期的見直し（見直しの必要性も含む。） 中長期的な見直し（IASB/FASB における「収益認識」「リース」の動向を踏まえた検討）
- 連結範囲と個別財務諸表における認識の中止を関連づけるべきか否か（個別財務諸表における認識の中止において、譲受人が子会社である場合の取扱い）についても検討する。
- 連結の範囲に関する公開草案を公表する際（本委員会が 9 月 2 日に公表したプロジェクト計画表では、来年第 1 四半期）に、上記の項目を整理した消滅の認識に関する論点整理（DP）を同時期に公表する。

以 上